

壱岐市農業委員会定例会（平成28年11月）

議 事 録

1. 開催日時 平成28年11月25日（金） 午前9時
 2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
 3. 出席委員 …… 農業委員会長 外 農業委員 26名
 4. 欠席委員 …番 …委員 …番 …委員 …番 …委員
 5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
 6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 …番 …委員 …番 …委員
 - 第2. 議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について
 7. 報告事項 農地改良等届出申請について
 8. その他
-

開 会 （ 午前 9：00 ）

事務局 皆さん、お早うございます。それでは、只今より平成28年11月の農業委員会の総会を開会いたします。

今日は、…番 …委員さん、…番 …委員さん、…番 …委員さんより欠席の届けが出ております。

本日の出席委員は30名中27名で定数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、…会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長 【会長挨拶】

それでは、座らせて頂きまして、早速、議事に入たいと思います。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、…番…委員、…番…委員をお願いをいたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局、…主事を指名いたします。

それでは、日程第2の議案第48号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、議案第48号「農地法第4条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

10番 土地の所在 石田町石田西触・・・・・・ 台帳地目 田 現況地目
原野 134㎡

転用目的 道路用地

申請人、・・・・・・

申請理由 石田町石田西触・・・・・・の自己所有地へ建設残土搬入のための道路として利用したいので申請しますというものです。農振農用地区域外の農地で農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断いたしております。位置図、写真、は2頁から3頁です。11月17日に・・・・委員さんと現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、事務局からの説明が終わりましたが、関連委員さん補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 この件につきましても、今、局長さんがおっしゃった通りで、何か今の所道路が無ければというような事で申請が出ておりました。そうした事につきまして、先々中が袋時のようになってもいかんだろうし、又、農地ではありません原野になっておりますが、そのような事で原野をどう活用するか、この・・・・君は、今都会におりますので、壱岐に帰って来てからどうかというような事も早目早目の対策化と思っております。そういう意味で、この点についても道路を作るという事でございますので、地区の為になろうしというような事で異議無いものかと判断しておりますが、皆さん方のご協力、又、ご審議よろしくお願い致しまして、補足になるかどうかわかりませんが、よろしく願いいたします。

議長 はい、只今の補足説明でございますが、この件につきまして何かご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、10番は意見を付して進達いたします。

続きまして、11番の説明を求めます。

事務局 はい、11番 土地の所在石田町湯岳射手吉触・・・・・・ 台帳地目 畑
現況地目 宅地 54㎡

転用目的 住宅用地

申請人、石田町湯岳射手吉触・・・・・・

申請理由 自宅裏に居宅の増築工事を行った際、隣接する畑にはみ出して建築したため、追認の許可を申請します。というものです。農振農用地区域外の農地で農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断いたしております。位置図、写真、配置図は4頁から6頁です。11月17日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 担当の・・でございます。只今説明がありましたように17日に・・さんと立ち会いをした訳でございますが、増築をした所、農地にかかっておったという事であります。どうか皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、11番も意見を付して進達いたします。

続きまして、議案第49号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第49号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

13番 土地の所在

郷ノ浦町片原触・・・・・・・・・・ 田 974㎡

同じく・・・・・・・・・・ 田 256㎡

同じく・・・・・・・・・・ 田 998㎡

計 3筆で2,228㎡

転用目的 水産施設用地

賃貸人、郷ノ浦町片原触・・・・・・・・・・

郷ノ浦町坪触・・・・・・・・・・

賃借人、芦辺町箱崎中山触・・・・・・・・・・

申請理由 申請地にトラフグの養殖施設を建設したいので申請します。というものです。権利の設定内容は賃借権です。農業振興地域外の農地で農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断いたしております。位置図、写真、配置図は8頁から13頁です。11月16日に・・委員さんと・・・・・・・・・・の社員の方と現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 ・・地区の・・です。去る11月16日に現地立ち会いをいたしました。現況は写真の通りに水田になっておりますが、今度申請してある所を埋め立てて、水槽を増設したいと将来的には、後4棟位建てたいという事で、今検討をしてあって、トラフグを現在も養殖してあります。今後はもっと増やしたいという事で規模拡大の為に賃借権という事で申請をされてあります。隣の水田はそのまま現状で嵩上げして擁壁を作って支障がないようにしたいと

いう事なので、特に問題はないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 図面上に・・・・番・というのは、一寸出てないように思ひますが、私の図面ですから外の分は、出ておるのかわかりませんが、後・・・・番と・・・・番はありますが、申請地となっている所が・・・・番・になるのでしょうかね。

事務局 議長。

議長 はい、事務局

事務局 申し訳ありません。図面を1枚にしなくて、私の方が2人の賃貸人であったものですから図面を分けて提出してありまして・・・・番・というのは8頁から9頁に載せてありまして、それから・・・・番、・・・・番につきましては、11頁～12頁に分けて載せてありますので、一寸、今言われるようなご質問になったのかと思っております。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 ほぼそうだろうと思ひますが、片方には、番地が入って片方には無かったものですからその関連とそれから一連する場合の表し方が色々あると思ひますので、よくわかりました。

議長 よろしいですか。外にご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第49号も意見を付して進達いたします。

続きまして、報告事項をお願いします。

事務局 はい、14頁をお願いします。

報告事項、農地改良等届出申請について、農地改良等届出書が、次のとおり提出されましたので報告します。8番、土地の所在

郷ノ浦町片原触・・・・・ 田 1, 154 m²

申請人 ・・・・・

申請理由 表土が薄いため盛土を行う。ということです。

工期は平成29年2月1日～平成29年5月31日までで、

施行者は芦辺町箱崎中山触・・・・・

位置図、写真は15頁～16頁です。

以上で事務局からの報告を終わります。

議長 はい、報告事項でございますので、よろしゅうございますか。(はいの声あり) それでは、その他の件をお願いします。(事務連絡) 皆さん方から何かご

ざいましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からの意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れでございました。ありがとうございました。